

---

新潟市新亀田清掃センター  
整備・運営事業

入札説明書

---

令和6年4月

新潟市



目 次

---

第1章 入札説明書の位置付け	1
第2章 事業の概要	2
第3章 入札参加に関する条件等	6
第4章 事業者の選定	11
第5章 入札の手続等	13
第6章 提出書類	20
第7章 提出書類作成要領	24
第8章 その他	28
別紙1 用語の定義	29
別紙2 事業スキーム（例）	31
別紙3 本事業において市が事業者に支払う対価について	32
別紙4 入札書等の提出用封筒作成要領	36
別紙5 リスク分担表	37
別紙6 モニタリング及び運営業務委託料の減額等	39

---



## 第1章 入札説明書の位置付け

「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業入札説明書」（以下「本入札説明書」という。）は、新潟市（以下「市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第7条の規定に準じ、特定事業として選定した「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、本事業の入札（以下「本入札」という。）に関して公表するものである。本事業に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

なお、本事業は、「WTO政府調達協定」（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象事業であり、本入札に係る調達は「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

また、以下に示す資料は、本入札説明書と一体のものである。

- 要求水準書
- 落札者決定基準
- 様式集
- 基本協定書（案）
- 基本契約書（案）
- 建設工事請負契約書（案）
- 運営業務委託契約書（案）

本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。

なお、市が令和5年10月に公表した「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業実施方針」及び「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業実施方針に関する質問への回答」は、本事業に関する方針等を示したものである。そのため、本事業への入札参加を希望する者は、入札説明書等の内容を踏まえたうえで、本入札に参加すること。

## 第2章 事業の概要

### 1 事業名称

新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業

### 2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

### 3 公共施設等の管理者等の名称

新潟市長 中原 八一

### 4 事業の目的

市では、現在、4施設でごみの焼却処理を行っているが、施設の老朽化、将来的なごみ量の減少、経済性、温室効果ガス発生量の低減等の観点から施設の統合及び更新を進めることとし、新亀田清掃センター（以下「本施設」という。）を建設し、新田清掃センターとの2施設体制とすることとした。

本事業の目的は、「新潟市一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月）」で掲げる「安定かつ効率的な収集・処理体制」、「低炭素社会に向けた体制整備」、「大規模災害に備えた体制整備」の施策に加え、施設整備の5つの基本方針である「環境にやさしい」、「安心・安全」、「低炭素社会を推進」、「災害に強い」、「経済性」を踏まえた施設整備及び運営・維持管理を目指すものである。

### 5 公共施設等の概要

#### (1) 名称

新亀田清掃センター

#### (2) 建設用地

ア 所在地 新潟市江南区亀田 1835 番地 1

イ 敷地面積 57,825.98 m<sup>2</sup> (亀田清掃センター敷地を含む)

#### (3) 施設の概要

新設する施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

処理方式	ストーカ式
処理能力	420t/日 (140t/24h×3 炉)
処理対象物	燃やすごみ、可燃残渣、脱水汚泥、災害廃棄物（非定期的に発生）、小動物

### 6 事業方式

本事業は、市の所有となる本施設の設計・建設及び運営に係る業務を事業者が一括して行う DBO (Design Build Operate) 方式にて実施する。

落札者は、単独又は共同企業体を設立し、本施設の設計・建設及び解体工事に係る業務（以下「設計・建設業務」という。）を行う。

落札者の構成員は、特別目的会社（SPC）を設立し、20年の運営期間にわたって、本施設の運営に係る業務（以下「運営業務」という。）を行う。

市は、本施設を35年以上にわたって使用する予定であり、事業者は35年以上の使用を前提として各業務を行う。

## 7 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。

- ・事業期間：事業契約締結日（本契約としての成立日をいう。以下同じ。）から令和 32 年 3 月 31 日まで
- ・設計・建設期間：事業契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- ・運営期間：令和 12 年 4 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日まで（20 年間）

## 8 契約の形態

市は、事業契約締結までの基本的事項に係る基本協定を落札者と締結する。

市は、基本協定に基づき、設計・建設業務及び運営業務を一括で行わせるため、本事業に係る基本契約を事業者と締結する。

また、市は基本契約に基づき、事業者のうち建設事業者と建設工事請負契約を、運営事業者と運営業務委託契約をそれぞれ締結する。

以下、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の 3 つの契約をまとめて「事業契約」（本事業の事業スキーム（例）は、別紙 2 を参照のこと。）という。

## 9 事業範囲

事業者及び市が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

### (1) 事業者が実施する業務範囲

事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。なお、事業者は、事業期間を通じ、市が行う循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等に対して協力するものとする。

#### ア 設計・建設業務

- (ア) 建設事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、要求水準書を満足する設計及び建設を行う。
- (イ) 設計・建設業務の範囲は、基本設計、実施設計のほか、建築工事、プラント設備工事、土木工事（造成工事を含む。）、外構工事及び解体工事等本施設の整備に必要な全ての工事を含まれる。
- (ウ) 建設事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、長寿命化総合計画の作成、プラント設備の試運転及び引渡性能試験、関係官庁への許認可手続き、工事中の住民対応等の各種関連業務を行う。
- (エ) 建設事業者は、市による関係官庁への許認可申請、報告、届出（交付金申請等を含む）が必要となる場合は、監督職員の指示に従って、必要な資料・書類等を作成・提出する。なお、許認可申請に係る経費は別に定める場合を除き、すべて建設事業者が負担する。

#### イ 運営業務

- (ア) 運営事業者は、市と締結する運営業務委託契約に基づき、要求水準書を満足する適正な運営業務（運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、有効利用等業務、情報管理業務、防災管理業務、関連業務等）を行う。
- (イ) 運営事業者は、受入対象物や主灰等の搬入・搬出車両を計量棟において記録・確認し、管理を行うとともに、直接搬入車両より、市が定める料金を、市が定める方法で、市に代わり徴収する。また、徴収した料金を市へ引き渡す。
- (ウ) 本施設の運転により発生する余熱を利用し、発電や熱供給を行う。発電電力は本施設で利用し、田舟の里へ供給するとともに、余剰電力が発生する場合については、売電を行うことを基本とする。なお、余剰電力の売電は市の所掌とし、市の収入とする。

- (エ) 運営事業者は、本施設から発生する主灰及び飛灰処理物を本施設内にて一時貯留し、場外搬出車両への積込みを行う。また、受入対象物のうち外部搬出するもののほか、処理困難物及び処理不適物を本施設内にて一時貯留し、場外搬出車両への積込みを行う。
- (オ) 住民等による意見等を運営事業者が受け付けた場合には、速やかに市に報告し、対応等について市と協議を行う。
- (カ) 運営事業者は、市から要請があった場合、市が行う施設見学者対応への協力を行う。

## (2) 市が実施する業務範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

### ア 敷地の確保

市は、本事業を実施するための敷地の確保を行う。

### イ 環境影響評価手続き

市は、新潟市環境影響評価条例に基づき、手続きを実施する。

### ウ 設計・建設業務における実施状況のモニタリング

市は、本施設の設計・建設期間を通じ、本事業に係る監督員を配置し、設計についての承諾及び工事監理を行う。工事監理においては、建設事業者に対して必要な調査・検査及び試験を求める。

### エ 建設費の支払

市は、本事業における設計・建設業務に係る対価を、市の検査後に出来高に応じ、原則として年度毎に建設事業者へ支払う。

### オ 周辺住民対応

市は、本施設の建設期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を建設事業者と連携して行う。

### カ 本事業に必要な行政手続き

市は、本事業を実施する上で必要な循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続き等、各種行政手続を行う。

### キ 運営モニタリング

市は、本事業の実施状況の監視を行う。市が行う運営モニタリングに要する費用は、市の負担とする。

### ク 受入対象物の搬入

市は、受入対象物を本施設に搬入し、必要に応じて搬入検査及び指導監視を行う。

### ケ 焼却残渣等の運搬・処分

市は、主灰、飛灰処理物、処理困難物及び処理不適物の運搬・処分を行う。

### コ 直接搬入ごみの資源化・処分

市は、直接搬入車両より受け入れたごみの場外への運搬、資源化・処分を行う。

### サ 余剰電力の売電

市は、余剰電力の売電を行い、市の収入とする。

### シ 施設見学者への対応

市は、施設見学の申込受付、日程調整、本施設の案内・説明を行う。

### ス 市民への対応

市は、運営事業者で解決できないクレーム処理等、市民への対応を行う。

### セ 運營業務委託料の支払

市は、運営モニタリングの結果に応じて、運営事業者に運營業務委託料を支払う。

### ソ その他本事業を実施するうえで必要な業務

## 10 事業者の収入

### (1) 設計・建設業務に係る対価

市は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設業者に支払う。

### (2) 運營業務に係る対価

市は、本施設の運營業務に係る対価について、固定費用、変動費用（処理対象物の搬入量に応じて変動）の構成で、運営業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて委託料の改定を行う。固定費用、変動費用の詳細は、別紙3に示す。

## 11 事業者の募集及び選定の手順

本事業における事業者選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

時 期	内 容
令和6年 4月 26日（金）	入札公告 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）及びその他これらに附属又は関連する書類）の公表
令和6年 5月 8日（水） ～ 5月 16日（木）	現地確認
令和6年 5月 17日（金）	入札説明書等に関する質問（第1回）受付
令和6年 5月 31日（金）	入札説明書等に関する質問回答（第1回）【第3章 入札参加に関する条件等に係る内容】の公表
令和6年 6月 12日（水）	入札説明書等に関する質問回答（第1回）【上記以外の内容】の公表
令和6年 6月 21日（金）	参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出
令和6年 7月 3日（水）	参加資格審査結果の通知
令和6年 7月 12日（金）	資格審査結果に関する説明要求の受付
令和6年 7月 12日（金）	対面的対話確認事項及び入札説明書等に関する質問（第2回）受付
令和6年 8月 5日（月） ～ 8月 9日（金）	対面的対話の実施
令和6年 9月 上旬	対面的対話結果及び入札説明書等に関する質問回答（第2回）の公表
令和6年 10月 25日（金）	入札提案書類（入札書及び技術提案書）の受付
令和7年 1月 下旬	提案書に関するヒアリング、審査、開札
令和7年 2月 上旬	落札者の決定及び公表
令和7年 2月 中旬	基本協定締結
令和7年 3月 下旬	事業契約締結
令和7年 7月 上旬	事業契約成立 (6月議会における建設工事請負契約の締結についての議決)

## 12 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

### 第3章 入札参加に関する条件等

#### 1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業（以下「構成企業」という。）は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 設計・建設業務において、市と建設工事請負契約を締結する者は次のいずれかとする。
  - ア 建設工事請負契約を締結する者が1者の場合には、その者は構成員とならなければならない。
  - イ 共同企業体を組成する場合には、共同企業体を構成する者のうち本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は入札参加者の構成員、それ以外の者は構成企業とならなければならない。なお、共同企業体の運営形態（共同施工方式、分担施工方式）は任意とする。
- (3) 運營業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- (4) 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- (5) 入札参加者は、「本章2（3）本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を「代表企業」として定め、代表企業が入札手続き等を行うものとする。また、代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合50%超）になるものとする。
- (6) 建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合は、代表企業が共同企業体の代表者となり、当該共同企業体が共同施工方式の場合、代表企業の出資比率が最大、それ以外の者は出資比率が15%以上となるものとする。
- (7) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、落札者決定日までの間に特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- (8) 入札参加者の構成企業が他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様とする。
- (9) 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (10) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

#### 2 各業務を行う者の要件

入札参加者は、以下の（1）から（4）の各項の要件を満たす企業を含むものとする。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる事が可能である。

##### (1) 本施設の建築物の設計を行う者の要件

入札参加者のうち本施設の建築物の設計を行う者は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を行う1者が次の要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- イ 市の競争入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタント「一級建築設計」の登載者で

あること。

(2) 本施設の建築物の建設を行う者の要件

入札参加者のうち本施設の建築物の建設を行う者は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が次の要件を全て満たすこと。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があること。

ウ 市の競争入札参加資格者名簿の工種「建築一式」の登載者であること。

エ 参加表明書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が1,000点以上であること。

オ 過去15年間（平成21年度以降）に稼働を開始した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、全連続式焼却施設の建築物に係る建設工事の実績として、以下のいずれかを有すること。

- ・元請の場合：単独企業又は共同企業体\*としての実績とする。ただし、建築物の一部のみの建設工事実績は認めない。

- ・下請の場合：一次下請け（単独企業又は共同企業体\*）としての実績とする。ただし、元請企業に建築物に係る建設工事を担当する企業が含まれる場合及び建築物の一部のみの建設工事実績は認めない。

※共同企業体の場合は、共同施工方式では、出資比率20%以上の実績、分担施工方式では、当該共同企業体を構成する者において、建築物に係る建設工事を行う者のうち最大の施工能力を有する者（分担工事額が最大の者）としての実績に限る。

(3) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

入札参加者のうち本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、代表企業とし、次の要件を全て満たすものとする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも代表企業が次の要件を全て満たすこと。

ア 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 本施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があること。

ウ 市の競争入札参加資格者名簿の工種「清掃施設」の登載者であること。

エ 参加表明書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が1,000点以上であること。

オ 過去15年間（平成21年度以降）に稼働を開始した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設について、以下に示す施設要件を満たす施設のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を有すること。

- ・処理能力：100 t/日・炉以上（複数炉）

- ・処理方式：ストーカ式

(4) 本施設の運営を行う者の要件

入札参加者のうち本施設の運営を行う者は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、本業

務を複数の者で行う場合は、運転管理業務を担う1者は次の要件を全て満たすこと。

ア 市の競争入札参加資格者名簿の業務委託の登載者であること。

イ 過去15年間（平成21年度以降）に稼働を開始した地方公共団体の一般廃棄物処理施設でボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設におけるDBO事業又はPFI事業での施設の運転管理業務実績を1年以上有すること。なお、当該事業について、特別目的会社が元請の場合には、特別目的会社の出資者であり、当該事業の運営業務において運転管理業務を担っている者については、本要件を満たすものとする。

ウ 新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年7月2日条例第26号）第45条に定める廃棄物処理施設技術管理者の要件を満たし、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設における現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

### 3 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

(2) 市の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない者。なお、市の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない者（当該種目に登録のない者も含む。）は、令和6年6月14日（金）まで申請・登録を行うことができる。申請・登録については、下記URLを参照すること。

ア 建設工事・建設コンサルタント

[https://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/nyusatsu/gyousha/0506meibo\\_kojikonsal.html](https://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/nyusatsu/gyousha/0506meibo_kojikonsal.html)

イ 物品・業務委託

[https://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku\\_top/03sikaku/wto-nyuusatu-sikaku.html](https://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top/03sikaku/wto-nyuusatu-sikaku.html)

(3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく入札参加資格停止の措置を受けている者。

(4) 次のア～キまでのいずれかに該当する者。

ア 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員である者

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

オ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

(6) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著

- しく不健全であると認められる者。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
  - (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
  - (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
  - (10) 清算中の株式会社である事業者で、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
  - (11) 国税又は地方税を滞納している者。
  - (12) 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している株式会社エイト日本技術開発又はその協力会社である豊原総合法律事務所と、資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
  - (13) 本事業に係る委員会の委員、委員が属する法人及び委員と前記（12）に示す資本面若しくは人事面において関連がある者。

#### 4 参加資格の確認

- (1) 参加資格審査基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格審査基準日から起算して 3 か月以内とする。ただし、法人市民税納税証明の有効期限は 1 か月以内とする。
- (2) 参加資格審査基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって参加資格を有する構成企業を補充し、市が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格に係る参加資格審査基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。
- (3) 入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠いた場合、市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、市と協議の上、市がやむを得ない事情であると判断したときは、この限りではない。
- (4) 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が参加資格を欠いた場合、市は、落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

#### 5 運営事業者の設立に関する要件

- (1) 落札者は、事業契約締結までに、運営事業者を設立すること。
- (2) 運営事業者は、会社法に規定される株式会社とし、新潟市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、無償で本施設内に設置することを認める。
- (3) 運営事業者の目的は、本事業の運営業務を実施することのみであること。
- (4) 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。
- (5) 全ての出資者は、事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、市の事前の

書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

## 6 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た価格）は、次のとおりとする。

- |          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| (1) 予定価格 | 72,924,060,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）   |
| 入札書比較価格  | 66,294,600,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。） |

### (2) 留意事項

ア 予定価格は、事業期間中に市が事業者を支払う設計・建設業務に係る対価及び運營業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。

イ 予定価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

ウ 入札価格が、入札書比較価格を超える場合、市は入札参加者を失格とする。

エ 本入札においては、最低制限価格及び低入札調査基準価格は設定していない。

## 第4章 事業者の選定

### 1 落札者の決定

#### (1) 落札者の決定方法

市は本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

#### (2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、「落札者決定基準」に基づき、学識経験者、市職員で構成する新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業に係る事業者評価委員会（以下「委員会」という。）において評価を行う。入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として市に報告する。委員会は、次の7名の委員で構成される。

[委員会の構成]

委員長	濱田 雅巳	公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長
委員	藤原 周史	一般財団法人日本環境衛生センター 東日本支局 環境工学第一部 部長
委員	長谷川 雪子	新潟大学 経済科学部 准教授
委員	小瀬 知洋	新潟薬科大学 応用生命科学部 教授
委員	渡辺 東一	新潟市 理事 財務部長
委員	上村 洋	新潟市 建築部長
委員	木山 浩	新潟市 環境部長

なお、本事業の落札者決定までの間に、本入札に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、委員会委員に面談を求めることその他、入札参加者のPR書類等を提出すること等により、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

#### (3) 落札者の決定

市は、委員会の評価結果を踏まえて、落札者を決定する。

#### (4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

### 2 契約手続等

#### (1) 基本協定の締結

市と落札者は、契約の締結に関して、基本協定書（案）について速やかに合意し基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営業務委託契約書（案）に基づき契約手続を行う。

#### (2) 運営事業者の設立

落札者は、事業契約締結までに、「第3章 5 運営事業者の設立に関する要件」に規定する運営事業者を設立すること。

(3) 事業契約の締結

市は、事業者と基本契約について、建設事業者と建設工事請負契約について、運営事業者と運営業務委託契約について、それぞれ契約を締結する。

なお、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約は、建設工事請負契約について市議会の議決を経た場合に、これを本契約として成立したものとみなす。

(4) 契約を締結しない場合

ア 入札参加資格の欠如

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業が第3章 3「入札参加者の制限」に該当し、入札参加資格を欠くこととなった場合、市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。

イ 留意事項

上記アにより、事業契約に関し契約を締結しない場合又は本契約として成立させない場合、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、市は委員会での総合評価点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初に市が競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

(5) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) 契約保証金

新潟市契約規則（昭和59年3月30日規則第24号）第34条の規定に該当する場合を除き、事業者は以下に示す契約保証金を市に納付しなければならない。

ア 設計・建設期間における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の10分の1以上の額を契約締結日までに契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、建設工事請負契約書（案）を参照のこと。

イ 運営期間における保証

運営事業者は、運営業務委託契約に定める契約金額の総額を20で除した額の10分の1以上の額を運営期間の各事業年度につき、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、運営業務委託契約書（案）を参照のこと。

## 第5章 入札の手続等

### 1 入札手続等

#### (1) 入札説明書等の公表

市は、令和6年4月26日（金）に入札公告を行い、同日より入札説明書等を市ホームページにおいて公表する。

#### (2) 要求水準書添付資料【希望者配付分】の配付

添付資料の一部は、旧施設図面等の詳細データとなるため、今後本事業への参加を検討している事業者に対し配付する。配付を希望する者は、要求水準書添付資料配付希望届（様式第1号-1）を以下のとおり提出すること。

##### ア 配付期間

令和6年4月26日（金）から令和6年5月17日（金）午後3時まで（期間中の新潟市の休日を定める条例（平成元年10月9日条例第35号）第1条第1項に掲げる休日（以下「休日」という。）を除く。）

##### イ 様式第1号-1の提出方法

###### (ア) 提出方法

要求水準書添付資料配付希望届（様式第1号-1）に必要な事項を記載し、アに示す期間内に電子メールにより市に提出する（電子メール送信の際は、必ず着信の確認を電話で行うこと）。提出の際、電子メールの件名を「要求水準書添付資料配付希望届」と記載する。

###### (イ) 提出先

「第5章 1 (14) 事務局」を参照

##### ウ 配付方法

要求水準書添付資料【希望者配付分】は、要求水準書添付資料配付希望届（様式第1号-1）を提出した事業者に対し、電子データ（電子メール又はCD-R）で配付する。

##### エ その他

事業者は、全ての要求水準書添付資料について、本事業に係る検討以外の目的で使用しないこと。

#### (3) 現地確認

希望者は、入札書類を作成するに当たっての参考として、現地の確認をすることができる。

##### ア 確認期間

令和6年5月8日（水）～5月16日（木）

##### イ 場所

建設用地及び周辺、田舟の里（館内）、亀田清掃センター

##### ウ 参加申込方法

###### (ア) 申込方法

現地確認の希望者は、「現地確認申込書」（様式第2号）に必要な事項を記入し、直近となる希望日の原則2日前（休日は除く）までに電子メールにより提出すること（電子メール送信の際は、必ず着信の確認を電話で行うこと）。提出の際、電子メールの件名を「現地確認申込」と記載する。電子メール以外（電話、ファックス、口頭等）による質問は受け付けない。なお、現地確認への参加者の上限は、15名程度とする。

市は電子メールにより、現地確認の日時を各提出者へ返信する。申込みの状況によっては、市は、日程の調整を行うことがある。なお、現地確認当日、本事業に関する質問は受け付けない。

- (イ) 提出先  
「第5章 1 (14) 事務局」を参照

- (4) 入札説明書等に関する質問受付  
入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

- (ア) 第1回

令和6年4月26日(金)～5月17日(金)午後3時まで

- (イ) 第2回

令和6年7月4日(木)～7月12日(金)午後3時まで

第2回の質問については、「第5章 1 (7) 参加資格審査結果の通知」の参加資格審査を受けた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

イ 様式第1号-2の提出方法

- (ア) 提出方法

「入札説明書等に関する質問書」(様式第1号-2)に必要事項及び内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること(電子メール送信の際は、必ず着信の確認を電話で行うこと)。提出の際、電子メールの件名を「入札説明書等に関する質問」と記載する。電子メール以外(電話、ファックス、口頭等)による質問は受け付けない。なお、質問書のデータはMicrosoft Excel (windows版)で作成することとする。

- (イ) 提出先

「第5章 1 (14) 事務局」を参照

- (5) 入札説明書等に関する質問回答の公表

ア 公表日

- (ア) 第1回

「第3章 入札参加に関する条件等」に係る内容：令和6年5月31日(金)

上記以外の内容：令和6年6月12日(水)

- (イ) 第2回

対面的対話結果(議事録)の公表日と同日(第5章 1 (9) エ(エ)参照)

イ 内容

入札説明書等に関する回答は、市ホームページにおいて公表する予定である。電話及び口頭での回答等は行わない。なお、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると市が判断した質問については回答しない。

- (6) 参加資格審査申請書類の提出

入札参加を希望する者は、次により参加資格審査の申請を行わなければならない。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。持参の場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)とする。持参する日時については、必ず事前に事務局に電話または電子メールにより連絡すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

ア 提出期限

令和6年6月21日(金)午後3時までとする。

イ 提出書類及び部数

「第6章 提出書類」に示すとおりとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）とする。

エ 受付場所

「第5章 1（14）事務局」を参照

(7) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査申請を行った入札参加を希望する者の代表企業に対して、令和6年7月3日（水）までに郵送により通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

(8) 参加資格審査結果に関する説明要求の受付

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加を希望する者は、市に対して、当該通知を受けた日の翌日から起算して原則として7日以内（期間中の休日を除く。）に、参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）で問合せることができる。

市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加を希望する者の代表企業に対して、速やかに書面により回答するものとする。

ア 提出方法

持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）とする。

イ 受付場所

「第5章 1（14）事務局」を参照

(9) 対面的対話の実施

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、市と個別の入札参加者との間での対面的対話（以下「対話」という。）を行う。

入札参加者は、令和6年7月4日（木）から令和6年7月12日（金）午後3時までに「対面的対話への参加申込書」（様式第11号-1）に希望する日時などを記入し、電子メールで申し込むこと。（電子メール送信の際は、必ず着信の確認を電話で行うこと）

対話の日時は下記に示す日時とし、入札参加者ごとの開催時間は90分程度を想定する。なお、申込みの状況によっては、市は、日程の調整を行うことがある。

ア 対話の時間及び場所

(ア) 予定時期等

令和6年8月5日（月）～9日（金）

日時・場所等の詳細は、市が調整のうえ参加資格審査通過者の代表企業に参加資格審査結果と合わせて別途通知する。

イ 事前資料の提出

入札参加者は、以下に示す事前資料を、令和6年7月4日（木）から令和6年7月12日（金）午後3時までに「対面的対話への参加申込書」と併せて、電子メールにより提出すること。

(ア) 「対面的対話における確認事項」（様式第11号-2）

(イ) 補足資料（様式第11号-2を補足する資料、全体配置図、動線計画図、1階機器配置図（直接搬入受入ヤードを含める）、フローシート（対象廃棄物及びその生成物、副産物）、フローシート（ボイラ給水、蒸気、復水、純水）、フローシート（余熱利用）等）

ウ 提出先

「第5章 1 (14) 事務局」を参照

エ 実施方法

- (ア) 対話は、市主催により実施する。実施方法等の詳細は、別途入札参加者に通知する。なお、委員会委員が、オブザーバーとして同席（人数は未定）する予定である。
- (イ) 事前資料に基づき、市と入札参加者の対話を行う。対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言、評価は行わない。
- (ウ) 事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、対面的対話結果（議事録）は原則として公表する。対話時間内に収まらない確認事項については、「入札説明書等に関する質問への回答（第2回）」に掲載する。ただし、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表せずに、入札参加者に対して個別に回答する場合がある。
- (エ) 対面的対話結果（議事録）は、対話終了後1ヶ月程度の令和6年9月上旬を目処として、入札参加者の確認を得た上で、市ホームページに掲載する。

(10) 入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加を希望する者が、入札を辞退する場合は、入札提案書類提出期限までに、入札辞退届（様式第10号）を提出すること。

(11) 入札提案書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、次により入札提案書類を提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。持参の場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）とする。持参する日時については、必ず事前に事務局に電話または電子メールにより連絡すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

ア 提出期限

令和6年10月25日（金）午後3時まで

イ 提出書類及び部数

「第6章 提出書類」に示すとおりとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）とする。

エ 提出先

「第5章 1 (14) 事務局」を参照

(12) 提案書に関するヒアリング

委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

ア 予定時期

令和7年1月下旬

（ヒアリングの順番は、入札書類の提出時にくじ引きにて決定する。なお、郵送にて提出した場合は、当該入札参加者に代わり市職員がくじを引くものとする。）

イ 当日配付書類

プレゼンテーションに用いるスライドの印刷物のみ可とする。

ウ 実施方法

ヒアリングは入札参加者毎に行い、時間は1入札参加者につき90分程度（入札参加者によるプレゼンテーション30分、質疑応答60分）を想定する。

エ その他

日時・場所・プレゼンテーションの方法等の詳細は、市が調整のうえ各参加資格審査通過者の代表企業に別途通知する。

### (13) 開札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ、次のとおり行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立会う場合、「委任状（開札の立会い）」（様式第18号）を、当日持参すること。なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各入札参加者の代表企業に市より別途通知する。

#### ア 予定時期

令和7年1月下旬

イ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。また、開札には、委員会委員（委員長等）が立ち会う。

ウ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

エ 入札参加者又はその代理人が、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、委任状（開札の立会い）（様式第18号）をもって、身分証明書に替えることとする。

オ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむ得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。

カ 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。

(ア) 公正な執行を妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

キ 開札においては、入札価格が入札書比較価格の範囲内であるかの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を打ち切る。

### (14) 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

担	当	課	:	新潟市 環境部 循環社会推進課 整備グループ			
			:	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1			
T	E	L	:	025-226-1427 (直通)			
電	子	メ	ール	:	junsui@city.niigata.lg.jp		
ホ	ー	ム	ペ	ー	ジ	:	https://www.city.niigata.lg.jp/

## 2 入札参加に関する留意事項

### (1) 入札保証金

入札参加に係る保証金の納付は、免除する。

### (2) 入札の延期等

市は、妨害、不正行為又は入札参加者の連合その他入札を公正に執行することができない事由が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、又は入札を取りやめることがある。

### (3) 入札提案書類の書換等の禁止

入札参加者は、一度提出した入札提案書類の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、提案書の基礎審査において、市が軽微な不備・不足と考えるものにあつては個別に事業者を確認し、提案書全体に影響を及ぼすような重大な問題がなく、部分的な訂正や対応の確認のみで問題ないと判断したものについてはその限りでない。

### (4) 公正な入札の確保

公正な入札を確保するため、入札参加者は以下の事項を遵守すること。

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思若しくは入札価格、又は入札書、工事費内訳書、若しくはその他提出する書類(以下「入札書等」という。)の作成について、いかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格又は入札書等を意図的に開示してはならない。

### (5) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

### (6) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格を有しない者が入札したとき

イ 入札書が所定の日時までに到着しないとき

ウ 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき

エ 入札者が協定して入札したと認められるとき

オ 入札に際し不正の行為があったとき

カ 入札に添付書類の提出が求められている場合にあつては、添付書類を提出しないとき、又は不備があったとき

キ 委任状を提出しない代理人が入札したとき

ク 入札書に記名押印を欠くとき

ケ 入札書に誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

コ その他新潟市契約規則及び関係規程に規定する事項に違反して入札をしたとき

(7) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(8) 使用言語、単位及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 入札提案書類の取り扱い

ア 著作権

入札提案書類の著作権は入札参加者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ウ 入札提案書類の使用等

提出された入札提案書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する。）。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市はこれを無償で使用することができるものとする。なお、提出された入札提案書類は返却しない。

(10) 市の提供する資料の取り扱い

入札参加者（入札までに辞退したものを含む。）は、市が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(11) その他

ア 入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に従い、入札提案書類の審査を行う。

イ 本入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては市ホームページにおいて公表する。適宜、ホームページにおいて確認すること。また、参加資格の審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。

ウ 市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

エ 本入札に係る調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手続きに基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## 第6章 提出書類

### 1 参加資格審査申請書類

参加資格審査申請を行う入札参加を希望する者は、次の提出書類をまとめて2部（正本1部、副本1部）提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第3号)
- (2) 構成員及び協力企業一覧表 (様式第4号)
- (3) 予定する建設事業者の構成（必要により） (様式第5号)
- (4) 参加資格審査申請書 (様式第6号)
- (5) 委任状（代表企業） (様式第7号)
- (6) 委任状（代理人） (様式第8号)
- (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 (様式第9号)

### 2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 入札辞退届 (様式第10号)

### 3 入札提案書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数
入札提案書類提出届等		各1部
入札書		1部
提案書	技術提案書	各10部 (正本1部、副本9部)
	施設計画図書	
	添付資料	
	提案図書概要版	
提案書の電子データ (CD-R)		3部

- (1) 入札提案書類提出届等
  - ア 入札提案書類提出届 (様式第12号)
  - イ 要求水準に関する誓約書 (様式第13号)
- (2) 入札書
  - ア 入札書 (様式第14号 (別紙1～別紙3を含む))
- (3) 提案書
  - ア 技術提案書 (様式第15号)
  - イ 施設計画図書
    - (ア) 施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）
    - (イ) 要求水準に対する設計仕様書
    - (ウ) 設計計画基本数値
      - a 物質収支
        - (a) ごみ・灰・空気・排ガス系統、蒸気・復水・給水系統、給排水系統
          - (i) 原則として、2炉運転・3炉運転別、ごみ質別(高質、基準、低質)、外気温に

より物質収支が異なる場合は外気温別(夏季・春/秋・冬季)の値を示すこと。なお、ごみ質及び外気温による有意差がない場合はそれぞれ基準ごみとして算出すること。

- (ii) ごみ・灰・空気・排ガス系統は1炉分とし、各炉共通部分は、2炉分か3炉分かを明確にすること。
- (iii) 排ガス系統は、各部の量(湿、乾ベース)、薬剤、温度、酸素濃度(乾ベース、水分率)を示すこと。
- (iv) 灰系統は、主灰、飛灰(乾灰及び薬剤処理)、不適物の量を示すこと。
- (v) 蒸気・復水系統は、発電量、発電効率を含み、各部における量・圧力・温度・エンタルピを明示すること。田舟の里への余熱供給の有無別の値を示すこと。
- (vi) 給排水系統の量は、全日平均(t/h)とし、田舟の里への余熱供給の有無別の値を示すこと。

b 熱収支

(a) 蒸気系統・エネルギー収支、熱清算図

- (i) 2炉運転・3炉運転別、ごみ質別(高質、基準、低質)、外気温別(夏季・春/秋・冬季)の値を示すこと。

c 用役収支

(a) 電力、燃料、給排水、薬剤、油脂類

- (i) 原則として、2炉運転・3炉運転別、ごみ質別(高質、基準、低質)、外気温により物質収支が異なる場合は外気温別(夏季・春/秋・冬季)の値を示すこと。また、田舟の里への余熱供給の有無別の値を示すこと。
- (ii) 電力は、発電電力、消費電力(プラント、建築設備、照明設備等)、売電電力とし、電力量(kW)、日電力量(kWh/日)及び年間電力量(kWh/年)を示すこと。なお、年間電力量の算定については、ごみ質を基準ごみとし、1炉運転(想定する日がある場合)、2炉運転、3炉運転、全炉停止日数の設定は提案とする。季節別外気温の設定については、様式第15号-3-1(別紙2)を参照すること。また、契約電力量及びその設定根拠を明らかにすること。
- (iii) 燃料は、焼却炉立上げ・下げ用の都市ガス量及びその他プラントで使用する燃料とし、年間使用量を示すこと。焼却炉立上げ・下げ用の都市ガスについては年間使用回数及び1回あたりの量(立上げ・下げ別)を示すこと。
- (iv) 給排水は、上水の日給水量(プラント、生活系別)及び日排水量並びに年間の量を示すこと。なお、年間の量の算定条件は電力と同様とする。
- (v) 薬剤は、プラントで使用する薬剤の種類及び日使用量並びに年間使用量を明らかにすること。なお、年間の量の算定条件は電力と同様とする。
- (vi) 油脂類は、プラントで使用する油脂類の種類及び年間使用量を明らかにすること。なお、年間の量の算定条件は電力と同様とする。

(e) 主要施設(機器)設計計算書

- a 受入ピット容量その他主要ピット容量
- b クレーン(ごみ、灰)のバケット容量及び稼働率(自動、手動運転、仕切りを設ける場合は積替作業の稼働率も含む)
- c 投入ホッパ容量
- d 処理能力曲線及び算出根拠
- e 燃焼室熱負荷(燃焼室寸法(図示)、容量等)
- f 燃焼室ガス滞留時間及び出口温度
- g 廃熱ボイラの能力

- h 蒸気復水器の能力
  - i 発電設備容量
  - j 排ガス処理設備の薬品使用量及び貯留量
  - k 送風機関係の能力
  - l 主要ポンプの能力
  - m その他主要機器の容量及び能力計算
  - n 負荷リスト(非常用電源負荷を明らかにすること。)
- (ウ) 図面【縮尺は、特に指定がある場合を除き、入札参加者にて見やすい縮尺に設定すること。】
- a 全体配置図【A3 判横】
  - b 動線計画図(ロードヒーティング範囲を表示すること。【A3 判横】)
  - c 総合仮設計画図【A3 判横】
  - d 各階機器配置図(機器の名称を記載すること。【A3 判横】)
  - e 機器配置断面図(縦断、横断図)【A3 判横】
  - f 主要機器組立図(可燃性粗大ごみ破砕機(処理不適物リスト込)を含む)【A3 判横】
  - g フローシート【A3 判横】
    - (a) 対象廃棄物及びその生成物、副産物
    - (b) 上水、雨水、再利用水、冷却水
    - (c) 排水(ごみピット排水、プラント排水、生活排水等)
    - (d) ボイラ給水、蒸気、復水、純水
    - (e) 余熱利用
    - (f) 燃料
    - (g) 油圧、圧縮空気
    - (h) 脱臭、消臭
    - (i) 計装設備(他のフローシートとの兼用も可)
    - (j) 建築設備(空調、換気、給排水、給湯、放送設備、火報等)
    - (k) 情報処理システム
  - h 電気設備主回路単線系統図【A3 判横】
  - i 建築一般図[各棟](各階平面図、立面図、断面図)【A3 判横】
  - j 建築面積表[各棟](各階床面積及び各室床面積を明記すること。また、棟別の建築面積及び延床面積を明記した一覧表を最初の頁に記載すること。)
  - k 建築仕上げ表[各棟]【A3 判横】
  - l 造成計画平面図、造成縦断図(2面程度)、造成横断図(2面程度)【A3 判横】
  - m 擁壁工事に係る計画資料【A4、A3 判横】
  - n 雨水集排水設備概略図【A3 判横】
  - o 建設工事期間中の田舟の里の運営継続に係る資料(可能な開館日数及び時期、仮設工事、配管等の切り直し工事計画等を記載すること。【A4、A3 判横】)
  - p その他、提案する構造物等に関する図面【A3 判横】
  - q パース(鳥瞰図、アイレベル、各1枚)【A3 判横】
- (カ) 工事関係
- a 全体工事工程【A3 判横】
  - b 解体・擁壁工事工程【A3 判横】
- (キ) その他
- a 付保する保険の概要

ウ 添付資料 (様式第 16 号)

その他、要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営を含む）及び提案等の内容が確認できる資料（運營業務を含む）がある場合には、添付資料にて取りまとめること。

エ 提案図書概要版 (様式第 17 号)

#### 4 開札時の提出書類

開札時は、次の書類を 1 部提出すること。

(1) 委任状（開札の立会い） (様式第 18 号)

#### 5 落札者決定後の提出書類（落札者のみ）

落札者は、落札者決定後速やかに市と調整のうえ、次の書類（1 部）及び電子データ（PDF 形式）を提出すること。

(1) 施設計画に係る提案概要 (任意様式)

## 第7章 提出書類作成要領

### 1 一般的事項

各提出書類の作成にあたっては、特に市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はSI単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

### 2 参加資格審査申請書類

参加資格審査申請時の提出書類の作成にあたっては、特に市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 提出書類を様式番号順でまとめ、A4判・縦・左綴じとして正本1部、副本1部を提出すること。

### 3 入札書

入札書の作成にあたっては、特に市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 入札書（様式第14号）及び入札価格参考資料（様式第14号別紙1～別紙3）は、次の方法により封入すること（別紙4参照）。
  - ア 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
  - イ 入札書（様式第14号）を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、事業名、グループ名及び代表企業の商号又は名称等を記載すること。
  - ウ 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第14号別紙1～別紙3）を入れ、封筒の表面に、事業名、グループ名、代表企業の商号又は名称等を記載すること。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運営業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「別紙3 本事業において市が事業者を支払う対価について」に基づいて算定すること。また、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格のうち、変動費の算定にあたっては、以下の算定式のとおりとする。なお、「各年度処理量（計画値）」は、要求水準書を参照すること。  
「変動費＝各年度処理量（計画値）×提案単価（円/t）」
- (4) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (5) 技術提案書（事業収支計画）との整合性を確保すること。

### 4 提案書

提案書の作成にあたっては、特に市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 技術提案書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、A4判（A3判書類についてはA4判に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各10部（正本1部、副本9部）提出すること。文字サイズは11ポイント以上（図表は含めない）とし、1ページに概ね1,600字程度とすること。技術提案書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された受付グループ名（以下、「受付グループ名」という。）を右下欄に記入する。
- (2) 施設計画図書は、「第6章 3 (3) イ 施設計画図書」に記載した順番で1冊にまとめ、A4判（A3判書類についてはA4判に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各10部（正本1部、副本9部）提出すること。施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。また、図面については次のとおりとする。
  - ア 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。

イ 右下に図面名称及び受付グループ名を記入する。

- (3) 添付資料及び提案図書概要版は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で1冊にまとめ、A4判（A3判書類についてはA4判に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各10部（正本1部、副本9部）提出すること。添付資料及び提案図書概要版には各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、添付資料の表紙（様式第16号）及び提案図書概要版には、受付グループ名を右下欄に記入する。なお、技術提案書と添付資料を合冊とすることも可とする。
- (4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (5) ロゴマークや商標登録名称等の使用を含め、構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること。（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。）
- (6) 関心表明書は提出しないこと。
- (7) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (8) 市に提出する提案書の電子データは、PDF形式とし、技術提案書、施設計画図書、添付資料、提案図書概要版毎に様式集の順番でそれぞれ1つのPDFファイルにまとめて提出すること。ただし、電子データのサイズに応じてPDFファイルを複数に分割してもよい。また、PDFに加えて、様式集（Excel版）についてはMicrosoft Excel（Windows版とし、バージョンは2010以後とする。）も提出すること。なお、市に提出する電子データには、印刷制限等のセキュリティ権限を設定しないこと。（以下の資料についても同様とする。）

## 5 施設計画に係る提案概要

落札者が提出する施設計画に係る提案概要は、次のとおりとすること。

- (1) 施設計画に係る提案概要は、A3判・横・横書き・1枚（片面印刷）とし、1部提出すること。電子データはPDF形式とすること。
- (2) 施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとし、簡潔に記載すること。ただし、議会等への報告や市ホームページへの掲載等に落札者の施設計画に係る提案概要を使用する可能性があるため、記載する内容に留意すること。特に、落札者のノウハウに係る内容等については、落札者の判断により、支障のない表現とすること。
  - ・ パース図
  - ・ 建設対象施設の建築面積、延床面積、その他の施設諸元
  - ・ 提案のコンセプト
  - ・ 施設計画の特徴

## 6 留意事項

入札提案書類の作成にあたっては、以下の条件を踏まえること。

- (1) リスク管理の方針

### ア 基本的考え方

本事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、市は応分の責任を分担する。

### イ リスク分担

予想されるリスク及び市と事業者との責任分担は、「別紙5 リスク分担表」の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

(2) 運営期間終了時の取扱い

運営事業者は、運営期間終了後も継続して3年間にわたり使用することに支障がない状態で本施設を引渡すものとする。詳細については、要求水準書を参照すること。

(3) 保険

ア 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。なお、市は、本施設の損害を担保する目的の保険に加入する予定はない。

イ 事業者の帰責事由によって本施設に損害が生じた場合には、市は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者が付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

(4) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問及び対面的対話において、市に確認し、了解を得たものに限り有効とする。市の了解を得ずに提案を行った場合には、落札者決定基準に示す事前審査において、失格とする場合があるので注意すること。なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答する場合がある。

(5) 電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について

電力に係る契約については、買電に係る契約の契約者は事業者、売電に係る契約の契約者は市とする。

入札時における買電に係る電力料金（基本料金、買電等）の算定においては、入札提案書類提出日の条件が運営期間にわたり継続するものとして算出すること。

(6) 業務の委託

事業者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(7) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(イ) 上記(ア)により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

(8) 市による本事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業の監視を行う。（「別紙6 モニタリング及び運營業務委託料の減額等」参照）

## 第8章 その他

### 1 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることその他、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては市ホームページにおいて公表するので、適宜、市ホームページを確認すること。また、参加資格審査結果の通知後においては代表企業に通知する。

### 2 情報公開及び情報提供

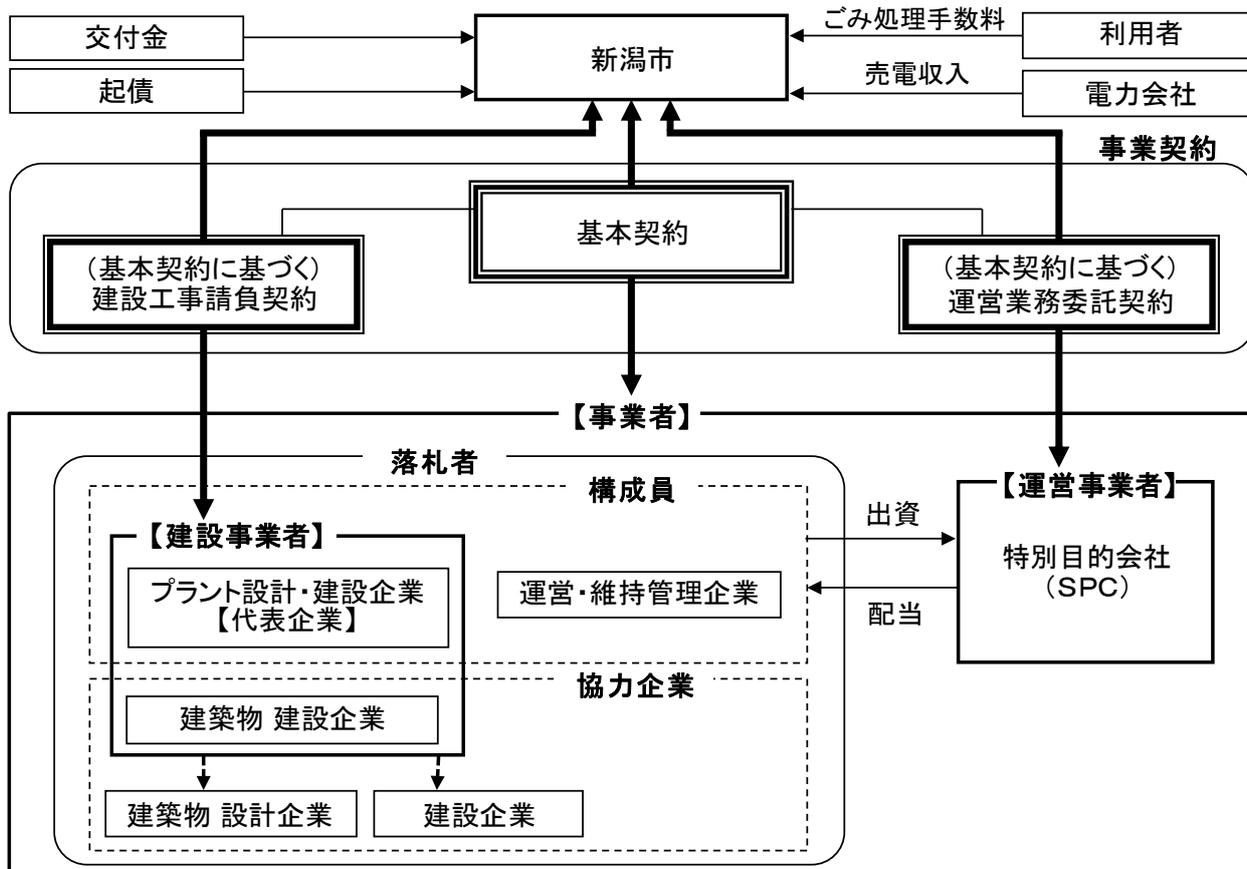
新潟県情報公開条例(平成13年10月19日新潟県条例第57号)に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、市のホームページを通じて行う。

## 別紙 1 用語の定義

No.	用 語	定 義
1	受入対象物	委託車両及び市の車両、許可業者の車両、施設間運搬車両、直接搬入車両が本施設に搬入する搬入物を総称していう。
2	運營業務	本事業のうち、本施設の運営（運転、維持管理、補修、更新等を含む。）に係る業務をいう。
3	運營業務委託契約	市と運営事業者が締結する新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業運營業務委託契約書に基づく契約をいう。
4	運營業務委託契約書（案）	入札公告時に公表する「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業運營業務委託契約書（案）」をいう。
5	運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、本施設の運營業務を担当する者をいう。
6	解体工事	本施設建設用地内の亀田清掃センター附属運動公園及び休憩所の一部（駐車場・緑地帯等）、旧亀田焼却場地下部の必要箇所を解体する工事をいう。
7	基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る市と落札者の間で締結される新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
8	基本協定書（案）	入札公告時に公表する「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業基本協定書（案）」をいう。
9	基本契約	本事業の実施に際し、市と事業者の間で締結される新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
10	基本契約書（案）	入札公告時に公表する「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業基本契約書（案）」をいう。
11	協力企業	構成企業のうち、運営事業者に出資しない者をいう。
12	建設工事請負契約	市と建設事業者が締結する新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
13	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業建設工事請負契約書（案）」をいう。
14	建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する単独企業又は共同企業体をいう。
15	建築物	本施設のうち、プラント設備を除く設備及び建物を総称していう。
16	構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者に出資する者をいう。
17	構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
18	事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約を総称して又は個別にいう。
19	事業者	構成企業及び運営事業者を総称していう。
20	施設間運搬車両	市内中間処理施設の処理残渣や中継施設（市民の直接搬入ごみ）で受け入れた廃棄物など、他施設で受入や処理を行った廃棄物・資源物等を運搬する車両をいう。
21	主灰	焼却炉の炉底から排出される焼却残留物をいう。
22	処理困難物	家電リサイクル法対象品目、家庭用パソコン、劇薬・農薬、プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器、ガソリン・灯油、塗料、注射針、汚物が著しく付着した紙おむつ、ピアノ・大型機械器具、バイク、タイヤ等、市では収集や処理を行わないごみを総称していう。
23	処理対象物	受入対象物のうち、直接搬入車両が持ち込む燃やさないごみ、特定5品目、粗大ごみ（可燃性を除く）、資源物及び処理困難物を除いたものを総称していう。
24	処理不適物	焼却処理に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
25	設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設及び解体工事に係る業務をいう。
26	田舟の里	亀田清掃センター附属運動公園に隣接して整備されている休憩所（温浴施設）をいう。
27	直接搬入車両	市民が自ら家庭ごみを施設に持ち込む車両をいう。
28	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。

No.	用語	定義
29	入札説明書等	市が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）及びこれらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
30	入札提案書類	入札参加者が本事業の応募に際し、市に提出するものとして、入札説明書に規定する図書をいう。
31	飛灰	工場棟の集じん施設によって集められたばいじん（廃熱ボイラ等で捕集されたばいじんを含む。）をいう。
32	飛灰処理物	新亀田清掃センターにおいて薬剤処理した飛灰の処理物をいう。
33	プラント設備	本施設の設備のうち、処理対象物を焼却処理するために必要な全ての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含む。）を総称していう。
34	本事業	新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業をいう。
35	本施設	本事業において設計・建設される新亀田清掃センターを、工場棟、管理棟、計量棟、洗車場及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。なお、管理棟が工場棟と合棟の場合は、市の管理エリアと読み替えるものとする。
36	本入札説明書	入札公告時に公表する「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業入札説明書」をいう。
37	要求水準書	入札公告時に公表する「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業要求水準書」をいう。
38	様式集	入札公告時に公表する「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業様式集」をいう。
39	落札者	落札者決定基準に基づき、市が決定した入札参加者をいう。
40	落札者決定基準	入札公告時に公表する「新潟市新亀田清掃センター整備・運営事業落札者決定基準」をいう。
41	PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

別紙2 事業スキーム (例)



## 別紙3 本事業において市が事業者を支払う対価について

### 1 対価の構成

本事業において市が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	①設計・建設に係る業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
運営業務に係る対価	①運営・維持管理に係る業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

### 2 対価の算定方法

#### (1) 設計・建設業務に係る対価

区 分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	①設計・建設に係る業務 ②その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■設計・建設業務に係る対価</li> <li>■市の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する</li> </ul>

#### (2) 運営業務に係る対価

運営に係る業務委託料の算定方法は、次のとおりである。

区 分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 <sup>※1</sup>
運営業務委託料 (固定費)	人件費、その他運営に関わる諸費用 ・人件費 ・事務費(旅費、消耗品、印刷、使用料等) ・負担金等(負担金、公課費及び税金等) ・保険等 ・その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各支払期の固定費 = [事業者が提案した各年度の固定費(左欄対象費用の合計金額)] ÷ 各年度の支払回数(12回/年)</li> <li>■固定費は、運営期間(20年間)にわたり、平準化した金額とする。</li> </ul>
	運転管理費用 ・電気基本料金、上下水道基本料金、都市ガス基本料金 ・測定・分析費(排ガス、排水、飛灰等) ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等	
	補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	
運営業務委託料 (変動費) <sup>※2</sup>	変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費(電力等の基本料金を除く) ・その他費用(処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各支払期の変動費 = 各支払期の処理量(実績値)<sup>※3</sup> × 提案単価(円/t)</li> </ul>

※1：各支払い時期の運営業務に係る対価は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2：表中に記載している費用のうち、処理量に応じて変動しない費用(燃料費等)は、固定費(運転管理費用)として計上することも可とする。

※3：「各支払期の処理量(実績値)」は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位は(t)、小数点以下第2位(10kg単位)までを有効桁数とする。

### 3 対価の支払方法

#### (1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約による。

ア 各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合

設計・建設期間における各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて市にて作成し、契約書作成時に通知する。

#### (2) 運營業務に係る対価

運營業務委託料の支払方法は、次のとおりである。

ア 支払回数

運營業務委託料（固定費） : 240回（20年間×年12回）

運營業務委託料（変動費） : 240回（20年間×年12回）

※ 運營業務委託料は令和12年度以降の支払となる。

イ 市は、本施設の引渡し後、運營業務委託契約書の規定に従い、毎月の月報を受領し、事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い速やかに直前の1ヶ月に相当する運營業務委託料に係る請求書を市に提出する。市は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該運營業務委託料を支払う。ただし、市は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる運營業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合、事業者は、改善確認の通知を市から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された運營業務委託料に係る請求書を市に提出し、市は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該運營業務委託料を支払う。

ウ 運營業務委託料（固定費）の1回あたりの支払額は、運営期間にわたり平準化した各年度の固定費を12で除した金額とする。なお、固定費（補修費用）については、市と事業者が協議のうえ、補修計画を見直すことはできるが、当該固定費（補修費用）の事業期間中の総額は変更しない。（ただし、物価変動等による改定は除く。）

エ 運營業務委託料（変動費）の1回あたりの支払額は、各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。

#### 4 物価変動等による改定

##### (1) 物価変動等の指標

###### ア 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。

なお、スライド条項の適用に関し、契約金額の基準となる時点は、入札提案書類提出日とする。市及び事業者は、スライド条項の適用に係る協議申し入れに対し、誠意をもって協議を行うものとする。

当該協議に際して、建設事業者は、建設工事請負契約書第 26 条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、市は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

###### イ 運營業務に係る対価

運營業務委託料のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について合理性及び妥当性があると市が認める場合、市及び事業者は、協議を行い落札者の提案する指標により事業契約を締結することができる。

区 分	改定の対象となる費用	指 標
運營業務委託料 (固定費)	・人件費	「毎月勤労統計調査／調査産業計（事業所規模30人以上）／現金給与総額指数／新潟県平均」（厚生労働省）
	・電気基本料金、上下水道基本料金、都市ガス基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、市と事業者が変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する。
	・補修費等	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／自動車整備・機械修理／機械修理」（日本銀行調査統計局）
	・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
運營業務委託料 (変動費)  単価	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／該当する油類」（日本銀行調査統計局）
	・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
	・光熱水費（電力等の基本料金を除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、市と事業者が変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する。
	・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

##### (2) 改定の条件

運營業務委託料の支払額については、改定のための確認を年 1 回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（下記(3)アに示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であり、小数点以下第 4 位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第 4 位未満を切り捨てるものとする）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、市へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8 月末時点で公表されている最新の指標（直近 12 ヶ月の平均値）に基づき、9 月末までに見直しを行い、翌年度の運營業務委託料を確定する。改定された運營業務委託料は、改定年度

の翌年度の第1支払期の支払から反映させる。ただし、電力基本料金及び電気使用料の変更に伴う運營業務委託料の改定時期は、市と事業者との協議により別途定めることができる。

初回の改定は、令和11年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、令和11年9月末までに見直しを行い、令和12年度の運營業務委託料を確定する（比較対象は令和6年10月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）とする。）。改定された運營業務委託料は、令和12年4年度の業務に対する支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。

### (3) 改定の計算方法

#### ア 算定式

運營業務委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用

（税抜、第1回目の改定が行われるまでは事業契約に示された当該費用）

$$\alpha : \text{改定割合} \left( \frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

#### イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、市の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、市が改定内容にあわせて負担する。

### (4) その他例外的な改定について

固定費、変動費を構成する費目のうち、(1)から(3)による改定方法が適当でないと市が認めた費目については、市と事業者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

## 別紙4 入札書等の提出用封筒作成要領

### 1 入札書等の提出用封筒

中封筒：表

入札書在中

事業名 ○○○○○○

事業場所 ○○○○○○

○○○○グループ  
代表企業  
□□県□□市□□町□□番□□号  
□□□□株式会社

外封筒：表

入札提案書類提出期限 令和 年 月 日

入札書等在中

事業名 ○○○○○○

事業場所 ○○○○○○

○○○○グループ  
代表企業  
□□県□□市□□町□□番□□号  
□□□□株式会社  
担当者名 △△ △△  
担当者連絡先(TEL FAX )

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 中封筒は「長形3号」、外封筒は「角形3号」とする。
- ・ 表面の「入札書」は朱書きとする。
- ・ 中封筒には、入札書（様式第14号）を入れて封かんすること。
- ・ 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第14号別紙1、別紙2、別紙3）を入れて封かんすること。

## 別紙5 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	市の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等	○	
		事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等		○
		契約締結に係る議会の議決が得られず契約が結べない、契約締結の遅延等 <sup>注1</sup>	△	△
	計画変更リスク	市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	本事業に直接関係する税制度の変更等	○	
		上記以外の税制度の変更等		○
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ <sup>注2</sup>	○	△	
	施設の供用開始後のインフレ、デフレ <sup>注3</sup>	○	△	
事故の発生リスク	設計・建設、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク (債務不履行リスク)	市の指示、市の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 <sup>注4</sup>	○	△	
設計段階	設計変更リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
建設着工遅延	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	

【凡例】主分担（○）、副分担（一定程度までは分担する）（△）

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
建設段階	工事費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
性能リスク	要求水準の未達（施工不良を含む）		○	
運営段階	ごみ質の変動リスク	受入対象物の質に起因する費用上昇、事故等 <sup>注5</sup>	○	△
	ごみ量の変動リスク	受入対象物の量の変動による費用上昇等 <sup>注6</sup>	○	△
	性能リスク	要求水準の未達（性能未達や異常事態等に伴う計画外の施設停止を含む。）		○
	搬入管理リスク	搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外の要因によるもの	○	
	運営費増大リスク	市の指示等による運営費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力、物価変動による場合は除く。）の要因による運営費の増大（要求水準の未達による追加費用を含む。）		○
売電収入変動リスク	電力会社の単価変更による売電収入の変動	○		
	事業者の事由による売電収入の変動		○	
施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	

【凡例】主分担（○）、副分担（一定程度までは分担する）（△）

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 供用開始前の物価変動については、一定程度（建設工事請負契約書（案）を参照。）までの変動は事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

注3) 供用開始後の物価変動については、一定程度（運營業務委託契約書（案）を参照。）までの変動は事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

注4) 不可抗力における費用負担については、一定程度（設計・建設期間については建設工事請負契約書（案）、運営期間については運營業務委託契約書（案）を参照。）までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。

注5) 受入対象物の質の変動については、計画ごみ質の範囲内は事業者の負担、範囲外は市の負担とする。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。

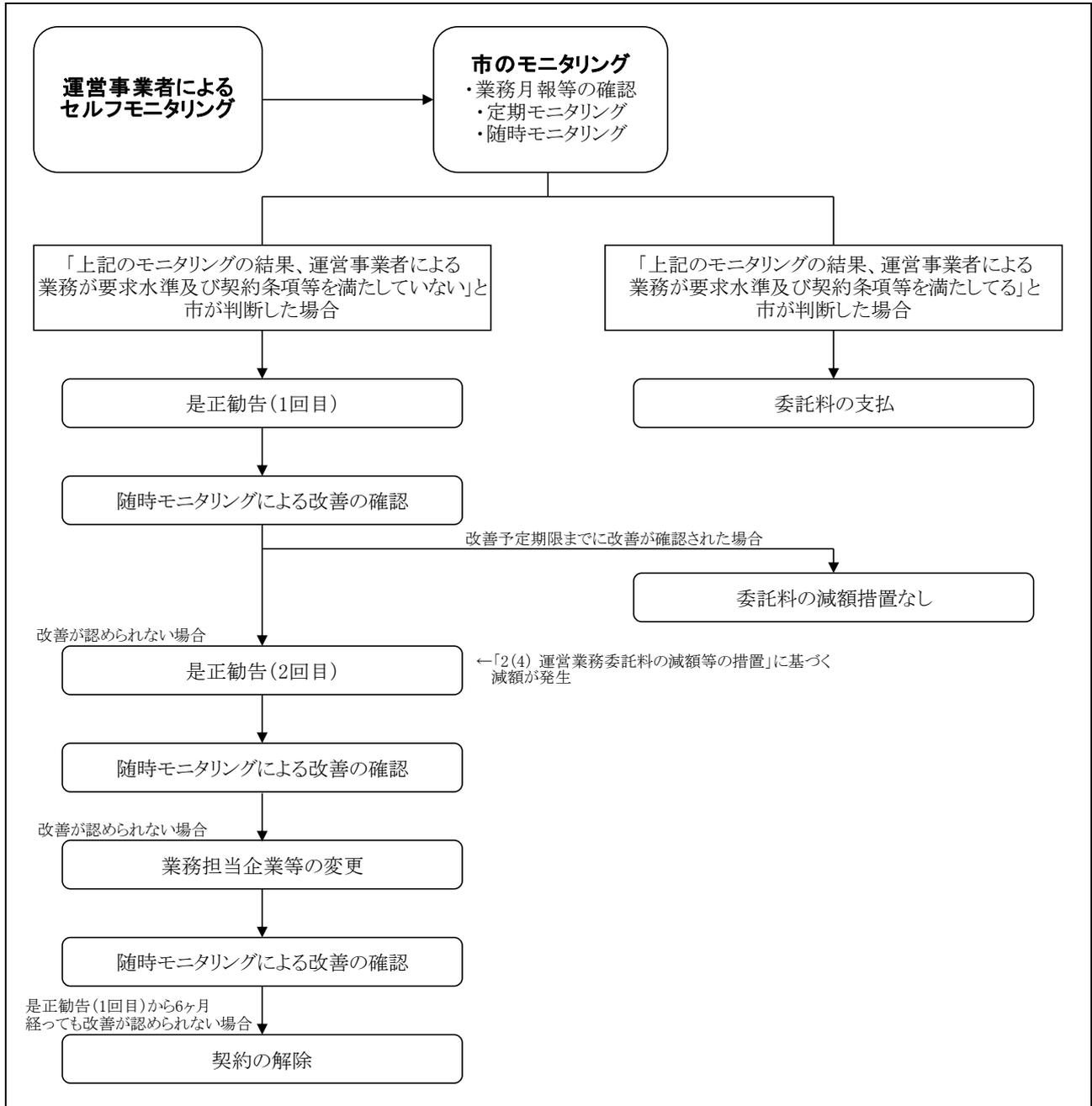
注6) 受入対象物の量の変動については、固定費用及び変動費用の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。

※ 本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、各契約書（案）を参照すること。

## 別紙6 モニタリング及び運營業務委託料の減額等

### 1 運営期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における運営期間中の業務水準低下に関する措置は、以下に示すとおりとする。



※ 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設において処理対象物の受入ができない状態が生じた場合又は同一の要因による運營業務委託契約に定める停止基準値（以下「停止基準値」という。）の未達成が繰り返し生じた場合には、上記フローによらず、委託料の減額を行う。

## 2 モニタリングの方法

モニタリングは、運營業務委託料の減額を目的とするものではなく、市と運營業業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

### (1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運營業業者は、運營業務委託契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、市の承諾を得ること。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) モニタリング時期 | (4) モニタリング手続 |
| (2) モニタリング内容 | (5) モニタリング様式 |
| (3) モニタリング組織 |              |

### (2) 市によるモニタリングの方法

本事業における運營業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

#### ア 業務月報等の確認

市は、運營業業者が運營業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運營業業者から市へ提出される業務月報等で確認する。

#### イ 定期モニタリングと随時モニタリング

市は、月1回、本施設の現場調査を行い、運營業業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、市は本施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

### (3) 業務の改善についての措置

#### ア 是正勧告（第1回目）

市は、上記モニタリングの結果から、運營業業者による業務が要求水準及び提案書、業務マニュアルに定める水準を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

##### (ア) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認められた場合、又は停止基準値の未達成が生じた場合、市は事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運營業業者は、市から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限（原則60日以内）について市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を市に提出し、市の承諾を得ること。

##### (イ) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運營業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運營業業者は市に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について市と協議する。運營業業者の通知した事由に合理性があると市が判断した場合、市は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

#### イ 改善の確認

市は、運營業業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

#### ウ 是正勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認

められないと市が判断した場合、市は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

#### エ 業務担当企業の変更等

上記ウの手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと市が判断した場合、市は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

#### オ 契約の解除等

市は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、市が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

### (4) 運營業務委託料の減額等の措置

運營業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア モニタリングの結果、市が是正勧告（第2回目）を行った場合、当該事象に対して第2回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを市が認める日まで、年365日の日割り計算で運営事業者に支払う運營業務委託料（固定費）を減額する。

イ 運營業務委託料の減額の程度は、1件の是正勧告に対して運營業務委託料（固定費）の10%とする。なお、複数の是正勧告による運營業務委託料（固定費）の減額の限度は、50%とする。

ウ 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設において処理対象物の受入ができない状態が生じた場合又は同一の要因による停止基準値の未達成が繰り返し生じた場合には、ア、イによらず、本施設の受入を停止した日又は本施設を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを市が認める日まで、年365日の日割り計算で運營業務委託料（固定費）の10%を減額する。

### 3 事業者提案の未達成時に係る減額等の措置

残渣発生量、提案売電電力量について、事業者が提案した金額又は量を未達成の場合には、上記(4)に示す運營業務委託料の減額等の措置によらず、以下に示す減額等の措置を行う場合がある。

#### (1) 残渣発生量未達成の場合に係る減額等の措置

主灰又は飛灰処理物のそれぞれについて、実残渣発生量が補正後の提案残渣発生量を10%超過した場合には、各発生量の未達成分として、次の算定式による金額を当該超過が発生した事業年度の3月度に係る運營業務委託料から減額する。ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと市が認めた場合はこの限りでない。

#### 【残渣発生量<sup>\*1</sup>未達成時における減額の算定式】

減額金額<sup>\*2</sup> = {(実残渣発生量 - 補正後の提案残渣発生量<sup>\*3</sup>) - 補正後の提案残渣発生量 × 10%} × 埋立に係る費用（処理費、運搬費）<sup>\*4</sup>

※1 提案残渣発生量：様式第15号-1-2（別紙）に基づき事業者より提案された主灰又は飛灰処理物の発生量。

※2 減額金額は、各灰について、本施設から発生する品目毎に算定する。

※3 補正後の提案残渣発生量：提案残渣発生量をごみ量、ごみ質（実績値）等で補正したも

の。

- ※4 埋立に係る費用：処理費は前年度の1tあたりの焼却残渣等の処理原価、運搬費は当該年度の1tあたりの焼却残渣等の運搬費用。

## (2) 提案売電電力量の未達成の場合の措置

実売電電力量が補正後の提案売電電力量を5%超下回った場合には、補正後の提案売電電力量の未達成分として、次の算定式による金額を当該未達成が発生した事業年度の3月度に係る運営業務委託料から減額する。ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと市が認めた場合はこの限りでない。なお、提案売電電力量達成状況の確認及び次の算定式において、蒸気タービン発電以外の発電電力量は考慮しないものとする。

### 【提案売電電力量<sup>※1</sup>未達成時における減額の算定式】

$$\text{減額金額} = \{ (\text{補正後の提案売電電力量}^{\text{※2}} - \text{実売電電力量}) - \text{補正後の提案売電電力量} \times 5\% \} \\ \times \text{当該年度における売電単価}^{\text{※3}}$$

- ※1 提案売電電力量：様式第15号-3-1（別紙2及び3）に基づき事業者より提案された売電電力量。実売電電力量との比較においては、当該年度における実稼働条件を提案のあった様式第15号-3-1（別紙2及び3）に当てはめて年間売電電力量を算出して比較する。
- ※2 補正後の提案売電電力量：提案売電電力量をごみ処理条件の変化を踏まえて補正した量。補正方法は、様式第15号-3-1（別紙4）を基に、市と運営事業者の協議により運営期間の開始までに決定する。
- ※3 売電単価：当該年度に市が電気事業者に対して行った売電の平均単価

## 4 運営業務に係る追加費用の負担

運営業務の実施において事業者の責めに帰する事由（施設の運転停止、処理能力の低下等）による追加費用が発生した場合は、上記2（4）又は3に示す運営業務委託料の減額等の措置を講じるか否かに関わらず、当該追加費用は事業者が負担するものとする。

## 5 運営業務に係る対価の返還

運営業務委託料支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運営業務委託料が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき運営業務委託料に相当する額を返還すること。

この場合、当該減額されるべき運営業務委託料を市が事業者に支払った日から、市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。